

厚生労働省の施設基準により院内掲示等が定められている項目

当院では、複数の施設基準を関東信越厚生局へ届け出ており、下記については、ホームページや院内掲示が義務づけられております。

■敷地内禁煙について

当院は院内及び敷地内はすべて禁煙となっています。

■長期収載品の処方等又は調剤に関する事項

後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を特別料金として、医療保険の患者負担と併せてお支払いいただきます。先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

■電子的診療情報連携体制整備加算

オンライン資格確認を行い、取得した診療情報・薬剤情報を実際の診療に活用できる体制を有しています。正確な情報を取得・活用するためマイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

また、個別の診療報酬の算定項目の分かる医療費明細書を無料で発行している体制を有しています。

■一般名処方加算

後発医薬品の使用促進をはかるとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

一般名処方とは、院外処方箋交付時に、お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。このことにより、供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

後発医薬品があるお薬については、説明の上、一般名（有効成分の名称）で処方する場合がございますので、ご理解ご協力の程お願いいたします。

■生活習慣病管理料Ⅰ・Ⅱ、長期投薬について

医師の診察時、症状が安定していると判断された患者様については、28日以上長期投薬を行っております。リフィル処方箋の発行を希望される場合も同様となります。

ただし、長期処方の場合でも、体調の不良や症状が悪化した場合などは必ず当院へご連絡、または受診をお願いいたします。